

# 選挙葉書ご利用のしおり

北	海	道	知	事		
北	海	道	議	会	議	員
市	町	村	長			
市	町	村	議	会	議	員

日本郵便株式会社 北海道支社

## 候補者の選挙郵便担当の皆さまへ

本資料は、北海道知事、北海道議会議員、市町村長及び市町村議会議員の各選挙において、皆さまにご利用いただく選挙運動用通常葉書（以下、「選挙葉書」といいます。）の取扱い等について、公職選挙法及び公職選挙郵便規則等の法令に基づき、お願いを含め、ご案内申し上げます。

選挙葉書のご利用にあたっては、事前に本資料をご確認いただくとともに、ご不明な点がございましたら、郵便局の選挙葉書取扱責任者にご相談ください。

日本郵便株式会社 北海道支社

# 目 次

第 1	選挙葉書について . . . . .	1
1	選挙葉書の使用枚数	
2	選挙葉書の交付、表示を行う郵便局	
3	選挙用の表示	
第 2	選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等について . . . . .	3
1	選挙葉書の交付	
2	お手持ちの葉書への選挙用の表示	
3	選挙用の表示位置	
4	書損等葉書に対する選挙用の表示	
5	選挙葉書の返還	
6	選挙葉書の再交付	
7	選挙葉書の譲渡の禁止	
第 3	選挙葉書の規格、様式等について . . . . .	6
1	私製葉書の規格等	
2	表面に記載できる範囲	
3	私製葉書の郵便番号記入枠の刷色	
第 4	選挙葉書の差出し方について . . . . .	8
1	選挙葉書の差出郵便局	
2	差出票の使用方法	
3	選挙葉書の早期差出	
4	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の 一部を改正する法律	
5	一度に 100 通以上差し出す場合の差出方法	
6	選挙葉書の特殊取扱の禁止	
7	選挙葉書の再差出し	
6	選挙葉書の引受をお断りする場合	
第 5	弊社からのお願い . . . . .	13
1	選挙事務所を設置した場合の連絡	
2	郵便局との事前打合せ	
3	選挙葉書の交付又はお手持ちの葉書への選挙用の表示を 速やかに受けていただくために	
4	選挙葉書のあて名等の記載方法	
5	窓口取扱時間	
別紙 1	. . . . .	16
別紙 2	. . . . .	18

# 選挙葉書の交付の受け方及び差出し方等のご案内

「選挙葉書」の交付の受け方、候補者お手持ちの通常葉書（以下、「お手持ちの葉書」といいます。）に対する選挙用の表示の受け方、書き損じた場合の新たな葉書への選挙用の表示の受け方及び選挙葉書の差出し方等は次のとおりですので、正規の方法によりご利用ください。

なお、これらに違反したときには、「選挙葉書」としての効果을失することとなるばかりでなく、違反事項によっては、公職選挙法違反にも問われることがありますので、十分ご注意ください。

## 第1 選挙葉書について

### 1 選挙葉書の使用枚数

候補者1人につき、使用できる「選挙葉書」の枚数は、選挙の区分別に次のとおり定められていますのでご注意ください。

選挙の区分	使用できる選挙葉書の枚数
北海道知事	62,500枚
北海道議会議員	8,000枚
札幌市長	35,000枚
札幌市議会議員	4,000枚
札幌市以外の市長	8,000枚
札幌市以外の市議会議員	2,000枚
町村長	2,500枚
町村議会議員	800枚

### 2 選挙葉書の交付、表示を行う郵便局

選挙用の表示をした弊社が発行する葉書の交付及びお手持ちの葉書に選挙用の表示を行う郵便局は次のとおりです。

選挙の区分により、取り扱う郵便局が異なりますのでご注意ください。

選挙の区分	取り扱う郵便局
北海道知事	札幌中央郵便局 〒060-8799 札幌市東区北6条東1丁目2-1

北海道議会議員 市長 市議会議員	「別紙1」の郵便局
町村長 町村議会議員	「別紙2」の郵便局

### 3 選挙用の表示

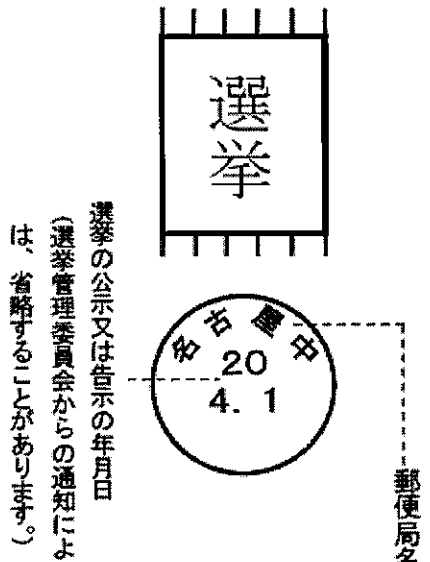
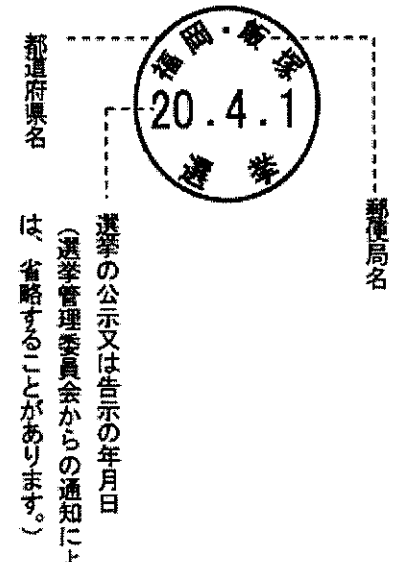
葉書の表面左側上部（横に長く使用する場合は右側上部）への選挙用の表示は、前記2の郵便局において行います。

なお、選挙用の表示は、さびききょう色（注）で表示します。

注：さびききょう色とは、一般の消印にも使用しているものです。

※ 候補者の側において事前に印刷等による選挙用の表示は行わないでください。

#### 【選挙用の表示例】

自動押印機配備局 (押印機を使用して押印)	自動押印機未配備局 (つち型日付印・浸透式日付印・棒型日付印を使用して押印)
 <p>選挙の公示又は告示の年月日 (選挙管理委員会からの通知により、月及び日は、省略することがあります。)</p> <p>郵便局名</p>	 <p>都道府県名</p> <p>選挙の公示又は告示の年月日 (選挙管理委員会からの通知により、月及び日は、省略することがあります。)</p> <p>郵便局名</p> <p>※ つち型日付印・浸透式日付印・棒型日付印で表示できるのは、自動押印機が配備されていない場合で、かつ、町村長又は町村議会議員の選挙に限られています。</p>

## 第2 選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等について

### 1 選挙葉書の交付

選挙用の表示をした選挙葉書の交付を受ける場合は、選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」【様式1】（以下、「証明書」といいます。）の「選挙用の表示をする郵便局名」欄に記載されている郵便局（前記第1の2の郵便局。）に証明書を提示して、交付を受けてください。

なお、選挙葉書の交付をお受けになる際は、「受領証」（下記（作成例）を参照してください。）を提出していただきますので、あらかじめご用意ください。

（※）印鑑をご持参ください。

#### 【作成例】

受 領 証		令和 ※年 ※月 ※日
日本郵便株式会社 〇〇 郵便局長 殿		〇〇〇選挙候補者 郵便 太郎 印
下記のとおり受領しました。	記	
選挙運動用通常葉書	枚	
ただし、令和 ※年 ※月 ※日告示による〇〇〇選挙に使用するもの。		

### 2 お手持ちの葉書への選挙用の表示

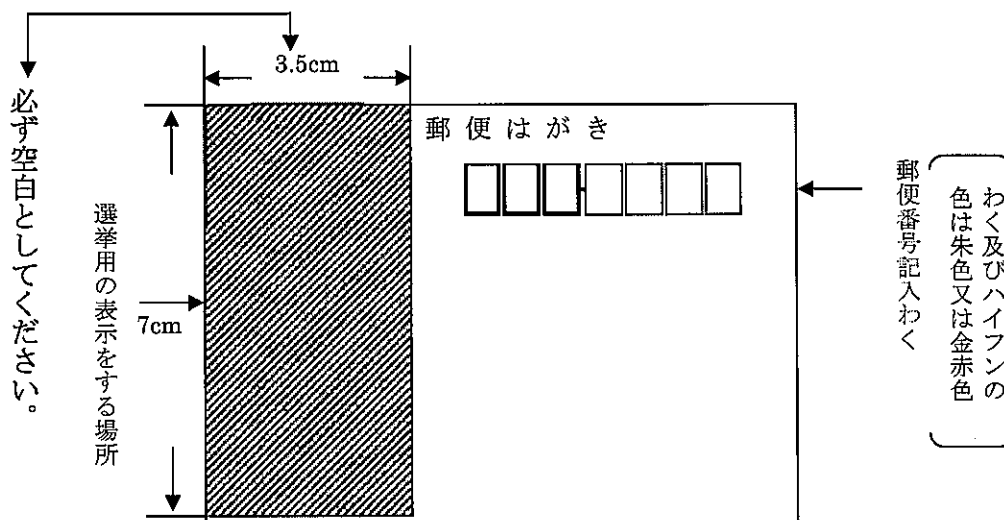
前記1による選挙葉書の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、お手持ちの葉書と証明書を提示して選挙用の表示を受けてください。

- 注：1 郵便局において選挙用の表示を行う際に、葉書を汚損する場合がありますので、若干多めにお持ちください。
- 2 予めあて先及び差出人名等を記載しており、選挙用の表示を受けた葉書をそのまま差し出す場合は、後記第4による差出手続を併せて行っていただきます。
- 3 私製葉書を使用する場合には、郵便切手の貼付、料金別納・後納の表示、料金計器別納の表示は絶対に行わないでください。
- 4 お手持ちの弊社が発行する葉書（料額印面を付したもの）を使用されますと、料金返還はできませんので、私製葉書のご利用をお勧めします。

### 3 選挙用の表示位置

お手持ちの葉書を使用される場合は、選挙葉書の表面に選挙用の表示をしますの  
で、必ず下図の網掛けスペースを確保いただくようお願いいたします。

注：住所氏名の記載時及びあて名のタックシールを貼付する際は、確保いただい  
たスペースにかからないよう、ご注意ください。



### 4 書損等葉書に対する選挙用の表示

選挙用の表示をした葉書について、印刷の誤り、書き損じ、き損又は汚損したもの  
(以下、「書損葉書」といいます。)は、その枚数に限り、別にお手持ちの葉書に選挙  
用の表示を受けることができます。

この場合、書損葉書に証明書と表示を受けるお手持ちの葉書を添えて、さきに選挙  
用の表示を受けた郵便局にその旨を申し出てください。

注：1 提出された書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局において保管し、選挙終了  
後にお返しいたします。

2 書損葉書は、弊社発行の新しい通常葉書と交換することはできませんので、  
ご了承ください。

### 5 選挙葉書の返還

立候補を辞退されたとき、又は立候補を却下されたときに、既に選挙葉書の交付を  
受けている場合は、直ちにその葉書全部を、交付を受けた郵便局に返還してくださ  
い。

また、その葉書の一部を選挙運動のために既に差し出している場合は、選挙運動に  
使用したことを明記した明細書（様式適宜）を添えて、残りの全てを返還してくだ  
さい。

## 6 選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後に再立候補した場合は、選挙葉書の交付又は手持ち葉書に対する選挙用の表示を受けることができます。その際、前記5により返還した選挙葉書は、返還した郵便局に証明書を提示の上、再交付を受けることができます。

## 7 選挙葉書の譲渡の禁止

選挙葉書の交付、又はお手持ちの葉書に選挙用の表示を受けた方は、これらの葉書を他人に譲渡することは禁じられています。

### 【様式1】候補者用通常葉書使用証明書

<b>候補者用通常葉書使用証明書</b>			第	号
			選挙区 候補者氏名	
上記の者は、 年 月 日執行の 選挙の候補者であって、				
公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができるものであることを証明する。				
年 月 日 選挙				
			選挙長	印
選挙用の表示をする郵便局名			〇〇〇郵便局	
郵便局名 及び月日	区 別	枚 数	取扱者印	備 考
10.25	交付	1,000	①	



### 第3 選挙葉書の規格、様式等について

選挙葉書は一般の通常葉書と同様に、郵便法・内国郵便約款の第二種郵便物（通常葉書）の規定が適用されます。

定められた規格、様式、記載事項等に違反している場合は、「規定違反郵便物」として差出人にお返しすることとなりますので、私製葉書を使用される場合は、次の点にご注意ください。

#### 1 私製葉書の規格等

##### (1) 大きさ

長辺が14.0cm以上15.4cm以下、短辺が9.0cm以上10.7cm以下の長方形の紙であること。

##### (2) 紙質・厚さ

弊社が発行する葉書と同等以上であること。

##### (3) 重量

2g以上6g以下であること。

##### (4) 表面の色彩

白色又は淡い色であること。

※淡い色以外の色付き葉書は認められません。

##### (5) 「郵便はがき」の表示

葉書表面の上部又は左側部（横に長く使用するものにあつては右側部）の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。

##### (6) 私製葉書の郵便番号記入枠の刷色

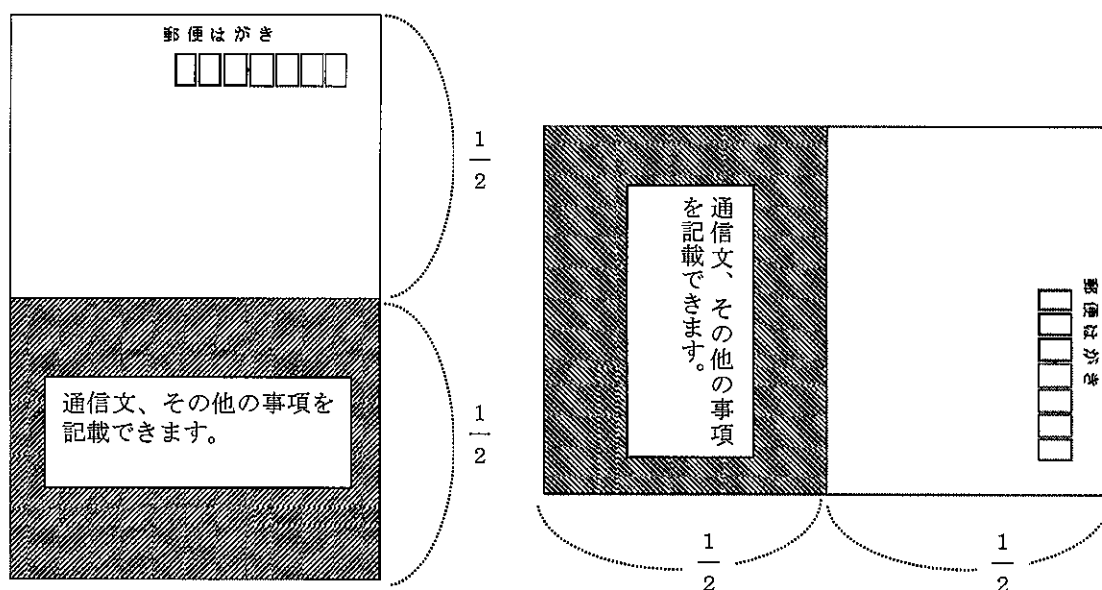
私製葉書を使用される場合は、郵便番号枠及びハイフンは朱色又は金赤色で印刷くださいますようお願いいたします。

## 2 表面に記載できる範囲

葉書の表面（あて名を記載する面）は、その下部2分の1（横に長く使用するものにあつては左側部2分の1）以内の部分について、「通信文、その他の事項」を記載することができます。

なお、受取人の氏名及び住所並びに郵便番号が明確に判別できる場合は、この2分の1を超えて記載することもできます。

### <通信文その他の事項を記載できる範囲>



※ 葉書には、前記のほかに記載する事項等について制限がありますので、不明な点がございましたら、後記第5の5に記載されている郵便局にお問い合わせください。

## 第4 選挙葉書の差出し方について

### 1 選挙葉書の差出郵便局

選挙葉書は、選挙長が発行する「選挙運動用通常葉書差出票」【様式2】（以下、「差出票」といいます。）を添えて、交付・表示を受けた郵便局又は後記第5の5に記載されている郵便局の取扱窓口に差し出してください。

注：選挙葉書は、絶対にポストへ投函しないでください。

ポストへ投函された選挙葉書は、規定違反郵便物として差出人にお返しすることになります。

### 2 差出票の使用方法

差出票の使用に当たっては、次の点に十分ご注意ください。

なお、下記(1)から(4)及び(6)の（ ）内は、選挙の区分により次の数値を適用します。

選挙の区分	※1	※2
北海道知事選挙	500	1,000
北海道議会議員選挙	200	400
市長選挙	200	400
市議会議員選挙	200	400
町村長選挙	100	200
町村議会議員選挙	100	200

(1) 差出票は、選挙長から候補者に対して、前記第1の1「選挙葉書の使用枚数」の（※1）分の1枚交付されます。

例：札幌市以外の市長選挙の場合、選挙葉書の使用枚数は8,000枚のため、差出票の交付枚数は40枚となります。

(2) 1枚の差出票で選挙葉書を（※1）通まで差し出すことができます。

（※1）通を超えて差し出す場合、又は差出通数の累計が（※1）通を超える場合は、その超える分の（※1）通又は（※1）通未満の端数ごとに、別の差出票を使用することになります。

(3) 同時に（※2）通以上を差し出す場合は、（※1）の整数倍となる通数については、その通数に相当する枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄にその全通数を記入、次の欄にとじ合わせた差出票の枚数を記入の上、傍らに差出人の印を押し、2枚目以下の差出票の記入欄には朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

この場合、（※1）通未満の端数については、別の差出票を使用することになります。

(4) 1回の差出通数が僅少で、1枚の差出票の全欄を使用してもなお差出制限通数の(※1)通に達しない場合は、設欄を分割し、又は余白(裏面の使用も可)に設欄の上、使用することができます。

ただし、別の紙を貼り付けて使用することはできません。

なお、候補者がその旨を選挙長に申し出て、差出票の補充交付を受けることができます。

(5) 差出通数及び差出合計通数を訂正したときは、差出人又は候補者本人の訂正印を押して下さい。

(6) 差出合計通数が(※1)通に達した差出票は郵便局に保管しますが、(※1)通に達しない差出票は差出人にお返しします。

注： 差出票を亡失した場合は、再交付を受けられませんので、取り扱いには十分ご注意ください。

### 3 選挙葉書の早期差出

選挙葉書は、選挙運動期間内に配達となるよう、余裕をもって早めの差出しをお願いします。

選挙期日に切迫して差し出された場合は、選挙運動期間内に配達できないこともあり、選挙葉書としての効果がなくなるほか、公職選挙法違反に問われることもありますので、必ず選挙期日の前日の配達に間に合うように差出してください。

注： 差し出される郵便局の配達区域以外へ宛てる選挙葉書については、その配達郵便局までの送達所要日数を見込んで早めに差し出してください。

特に離島宛てにはご注意ください。

### 4 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

普通扱いとする郵便物の配達頻度の緩和(土曜日配達の休止)や送達速度の緩和(翌日配達の廃止)等を内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号。以下「改正法」といいます。)の施行に伴い、2021年10月以降、同法を踏まえた各種対応を実施しております。

普通扱いとする郵便物について、土曜日配達を休止する等、取扱いを変更しておりますので、これを踏まえ、早期差出しをお願いいたします。

《改正法を踏まえた対応》

- 通常葉書など普通扱いとする郵便物について、金曜日までにお届けするためには、原則として水曜日(時刻は郵便局ごとに異なります。)までに差し出していただく必要があります。それ以降は翌週の配達となります(2021年9月時点の翌々配地域宛の場合は火曜日まで)。

<見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒ (お届け日 数線下げ)	配達	-	-	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒ (お届け日 数線下げ)	⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達
金曜日差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜日の 休配)	⇒ (日曜日の 休配)	配達

○ 選挙葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けま

すが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。

選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様には、早期差出しへのご協力をお願いいたします。

<見直し後の選挙運動用通常葉書の取扱いイメージ：翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒	金曜日ま でに配達	-	投票日	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒	土曜日ま でに配達		-
金曜日差出し	-	-	差出し	配達		-

※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱いますが、差出しのタイミングや通数によっては差出日の翌日（配達予定日の前日）の配達となる場合があります。

<参考>>2022年1月以降の見直しイメージ(おおむね17時までの差出し)

○ 翌配地域の場合

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	火曜日	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日
木曜日	金曜日	月曜日
金曜日	土曜日	月曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	月曜日	火曜日

○ 翌々配地域の場合

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	水曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日
木曜日	土曜日	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	火曜日	水曜日

## 5 一度に100通以上差し出す場合の差出方法

一度に100通以上差し出す場合は、100通又はその端数ごとに束ねるとともに、できる限り郵便番号ごとに区分くださいますようお願いいたします。

## 6 選挙葉書の特殊取扱の禁止

選挙葉書は、速達、書留等の特殊取扱ができませんのでご注意ください。

## 7 選挙葉書の再差出し

配達不能等で差出人に返還された選挙葉書は、あて名等を書き換えた上で当該葉書を再び差し出すことができます。

この場合、葉書表面の見やすいところに「再差出し」と朱記していただき、差出票を添えて差し出してください。

なお、再差出しを行う選挙葉書についても、新たに差し出された選挙葉書として処理することになりますので、既に差し出した選挙葉書の通数と再差出しの通数の合計が、定められた枚数の範囲内になることを確認の上、差し出してください。

## 8 選挙葉書の引受をお断りする場合

選挙期日の前日までに配達することができないことが明らかな場合は、引き受けをお断りすることがありますのでご注意ください。

【様式2】選挙運動用通常葉書差出票

(表 面)

選挙運動用通常葉書差出票			
差 出 票 番 号	第 号		
発 行 者 氏 名	選挙選挙長 ㊟		
候 補 者 氏 名	選挙( 区) 候補者		
この差出票による差出制限枚数			通
差 出 月 日	差 出 通 数	差 出 合 計 数	備 考

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社  
の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用  
する欄ですから記入しないでください。

(裏 面)

- 1 使用上の心得**
- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
  - (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
  - (3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することが出来る。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
  - (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。
- 2 郵便物差出し上の注意**
- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
  - (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。
- 備 考**
- 都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含む。）及び市の議会（特別区の議会を含む。）の議員の候補者の差出票については、この様式中「500通」とあるのは「200通」と、「1,000通」とあるのは「400通」とし、町村長及び町村の議会の議員の候補者の差出票については、この様式中「500通」とあるのは「100通」と、「1,000通」とあるのは「200通」とする。

## 第5 弊社からのお願い

### 1 選挙事務所を設置した場合の連絡

選挙事務所を設置、移転する場合は、選挙葉書の交付・表示を受けた郵便局又は後記5に記載の最寄りの郵便局に速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

### 2 郵便局との事前打ち合わせ

過去に、郵便局との打ち合わせが十分でなかったために規定違反の選挙葉書を作成し、差し出すことができなかったという事例も発生しています。

選挙葉書を私製する際は、必ず印刷する前に版下、印刷見本等を郵便局にお見せいただき、差出条件を満たしているか(規定に違反していないか)、必ずご確認くださいますようお願いいたします。

また、本資料の内容は、選挙葉書の作成及び差出等の事務に携わる皆さま方にもお知らせください。

### 3 選挙葉書の交付又はお手持ちの葉書への選挙用の表示を速やかに受けていただくために

- (1) 選挙葉書の交付又はお手持ちの葉書へ選挙用の表示を受ける場合は、郵便局の準備もありますので、「交付を受けるか、お手持ちの葉書に選挙用の表示を受けるかの別及びその枚数」を事前にご連絡くださいますようお願いいたします。
- (2) 交付又は選挙用の表示を受ける場合は、使用する枚数全部を、できる限り一度でご請求くださいますようお願いいたします。
- (3) 選挙用の表示のため必要な時間、お待ちいただくこともありますのでご了承ください。
- (4) 証明書に不備な箇所がある場合(例えば、選挙長の印のないもの、候補者の氏名が記載されていないものなど)は、交付・表示ができませんのでご注意ください。
- (5) 証明書に記載誤りがある場合、差出人又は候補者本人の訂正をいただきますので、印鑑をご持参ください。

### 4 選挙葉書のあて名等の記載方法

選挙葉書にあて名等を記載する際は、次の点にご協力をお願いいたします。

- (1) 受取人及び差出人の住所・氏名は省略せず、正確な記入をお願いいたします。
- (2) 受取人が同居者の場合は「方書き」を、アパート・マンション等にお住まいの方については、アパート等の名称のほか、「棟・室番号」まで記入するようお願いいたします。



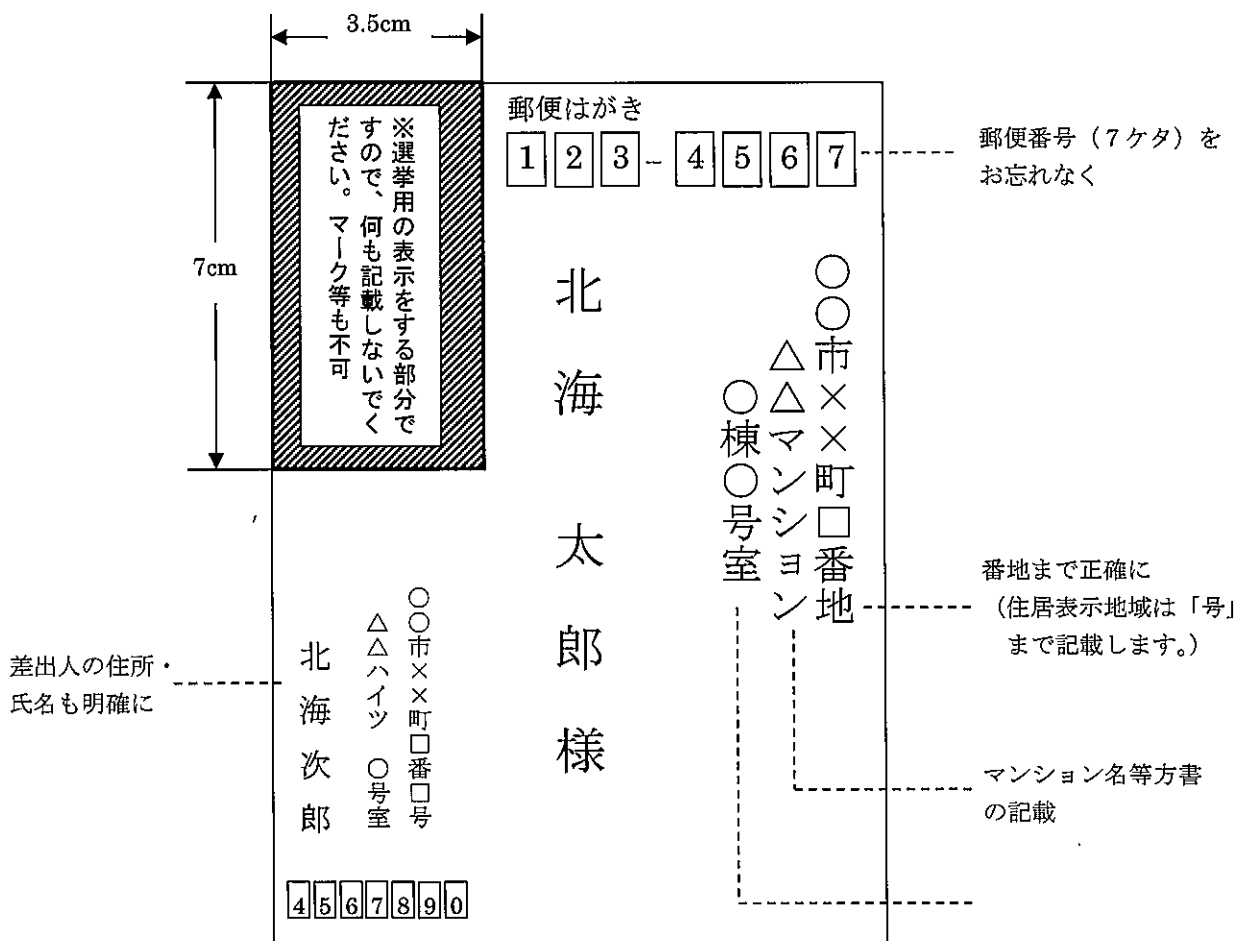
(3) 新市制施行地、町村合併地域、新住居表示実施地域などに差し出される場合は、正しい住所をお調べの上記載してください。

※ 古い名簿などによりあて名等が記載されているため、配達ができない場合や、調査に時間を要し配達が遅くなる場合もありますので、あて名等の正確な記載にご協力をお願いします。

(4) 郵便番号は住所の一部です。正しい郵便番号をはっきりと記入するようお願いします。

(5) 差出人の住所・氏名も明確に記載をお願いします。

【あて名記載例】



## 5 窓口取扱時間

選挙葉書の差出しは、次の取扱時間内に選挙葉書の交付・表示を受けた郵便局又は次の郵便局の取扱窓口へお願いします。

曜日等別 郵便局別	平日	土曜日	日曜日・ 休日	曜日等別 郵便局別	平日	土曜日	日曜日・ 休日
札幌中央 帯広 函館中央	9:00 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	深川 砂川 留萌 士別 名寄 稚内 江差 長万部 北見 美幌	9:00 ~17:00		
札幌西 旭川中央 苫小牧	9:00 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~12:30	恵庭 根室 中標津 登別 遠軽	9:00 ~18:00		
豊平 手稲 札幌南 山鼻 釧路中央	9:00 ~19:00	9:00 ~17:00		篠路 千歳 俱知安 岩見沢 西帯広 釧路西 滝川 永山 富良野 室蘭 伊達 函館東 網走 紋別		取り扱い しません	お取り扱い しません
厚別 札幌北 札幌白石 旭川東 東室蘭 函館北	9:00 ~19:00	9:00 ~15:00	お取り扱い しません	その他の 郵便局 (注)	9:00 ~17:00		
小樽 余市 江別 北広島 野幌 石狩 珠 丘 音 美 唄	9:00 ~17:00	お取り扱い しません					

注：別紙1及び別紙2の郵便局のうち、本表に記載のない郵便局

都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含みます。）又は市の議会（特別区の議会を含みます。）の議員の選挙」の通常葉書の交付を行う郵便局 【2023年1月1日から適用（2023年1月27日現在）】

## ○都道府県の議会の議員

選挙区名	郵便局名		
札幌市中央区	札幌中央郵便局	山鼻郵便局	—
札幌市北区	札幌北郵便局	札幌中央郵便局	篠路郵便局
札幌市東区	札幌中央郵便局	丘珠郵便局	—
札幌市白石区	札幌白石郵便局	—	—
札幌市厚別区	厚別郵便局	—	—
札幌市豊平区	豊平郵便局	—	—
札幌市清田区	厚別郵便局	—	—
札幌市南区	札幌南郵便局	—	—
札幌市西区	札幌西郵便局	—	—
札幌市手稲区	手稲郵便局	—	—
函館市	函館中央郵便局	函館北郵便局	函館東郵便局
小樽市	小樽郵便局	—	—
旭川市	旭川中央郵便局	旭川東郵便局	永山郵便局
室蘭市	室蘭郵便局	東室蘭郵便局	—
釧路市	釧路中央郵便局	釧路西郵便局	—
帯広市	帯広郵便局	西帯広郵便局	—
北見市	北見郵便局	—	—
岩見沢市	岩見沢郵便局	—	—
網走市	網走郵便局	—	—
苫小牧市	苫小牧郵便局	—	—
稚内市	稚内郵便局	—	—
美唄市	美唄郵便局	—	—
江別市	江別郵便局	野幌郵便局	—
名寄市	名寄郵便局	—	—
根室市	根室郵便局	—	—
千歳市	千歳郵便局	—	—
滝川市	滝川郵便局	—	—
登別市	登別郵便局	—	—
恵庭市	恵庭郵便局	—	—
伊達市	伊達郵便局	—	—
北広島市	北広島郵便局	—	—
北斗市	函館中央郵便局	北斗郵便局	—
空知地域	岩見沢郵便局	札幌中央郵便局	旭川東郵便局
	滝川郵便局	砂川郵便局	深川郵便局
	美唄郵便局	—	—
石狩地域	石狩郵便局	札幌中央郵便局	—
後志地域	倶知安郵便局	小樽郵便局	余市郵便局
胆振地域	苫小牧郵便局	長万部郵便局	—
日高地域	苫小牧郵便局	—	—
渡島地域	函館中央郵便局	長万部郵便局	—
檜山地域	江差郵便局	長万部郵便局	—
上川地域	旭川東郵便局	富良野郵便局	名寄郵便局
	士別郵便局	—	—
留萌地域	留萌郵便局	—	—
宗谷地域	稚内郵便局	—	—
オホーツク東地域	網走郵便局	北見郵便局	美幌郵便局
オホーツク西地域	北見郵便局	遠軽郵便局	紋別郵便局
十勝地域	帯広郵便局	音更郵便局	—
釧路地域	釧路中央郵便局	釧路西郵便局	—
根室地域	根室郵便局	中標津郵便局	—

都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含みます。）又は市の議会（特別区の議会を含みます。）の議員の選挙」の通常葉書の交付を行う郵便局【2023年1月1日から適用（2023年1月27日現在）】

○市長（特別区の区長を含みます。）又は市の議会（特別区の議会を含みます。）の議員

自治体名	郵便局名		
赤平市	滝川郵便局	—	—
旭川市	旭川中央郵便局	旭川東郵便局	永山郵便局
芦別市	芦別郵便局	滝川郵便局	—
網走市	網走郵便局	—	—
石狩市	石狩郵便局	—	—
岩見沢市	岩見沢郵便局	—	—
歌志内市	滝川郵便局	—	—
恵庭市	恵庭郵便局	—	—
江別市	江別郵便局	野幌郵便局	—
小樽市	小樽郵便局	—	—
帯広市	帯広郵便局	西帯広郵便局	—
北広島市	北広島郵便局	—	—
北見市	北見郵便局	—	—
釧路市	釧路中央郵便局	釧路西郵便局	—
札幌市	札幌中央郵便局	豊平郵便局	札幌白石郵便局
	厚別郵便局	札幌西郵便局	山鼻郵便局
	札幌南郵便局	札幌北郵便局	手稲郵便局
	丘珠郵便局	篠路郵便局	—
士別市	士別郵便局	—	—
砂川市	砂川郵便局	—	—
滝川市	滝川郵便局	—	—
伊達市	伊達郵便局	大滝郵便局	—
千歳市	千歳郵便局	—	—
苫小牧市	苫小牧郵便局	—	—
名寄市	名寄郵便局	—	—
根室市	根室郵便局	—	—
登別市	登別郵便局	—	—
函館市	函館中央郵便局	函館北郵便局	函館東郵便局
美唄市	美唄郵便局	—	—
深川市	深川郵便局	—	—
富良野市	富良野郵便局	—	—
北斗市	北斗郵便局	函館中央郵便局	—
三笠市	岩見沢郵便局	—	—
室蘭市	室蘭郵便局	東室蘭郵便局	—
紋別市	紋別郵便局	—	—
夕張市	夕張郵便局	岩見沢郵便局	—
留萌市	留萌郵便局	—	—
稚内市	稚内郵便局	—	—

## 町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局

【2023年1月1日から適用（2023年1月27日現在）】

## ○町村長又は町村の議会の議員

自治体名	郵便局名		自治体名	郵便局名	
愛別町	愛別郵便局	旭川東郵便局	更別村	更別郵便局	帯広郵便局
赤井川村	余市郵便局	—	猿払村	鬼志別郵便局	稚内郵便局
足寄町	足寄郵便局	帯広郵便局	佐呂間町	佐呂間郵便局	北見郵便局
厚岸町	厚岸郵便局	釧路中央郵便局	鹿追町	鹿追郵便局	帯広郵便局
厚沢部町	江差郵便局	—	鹿部町	鹿部郵便局	函館中央郵便局
厚真町	厚真郵便局	苫小牧郵便局	標茶町	標茶郵便局	釧路中央郵便局
安平町	早来雪だるま郵便局	苫小牧郵便局	標津町	中標津郵便局	—
池田町	十勝池田郵便局	帯広郵便局	士幌町	士幌郵便局	帯広郵便局
今金町	今金郵便局	長万部郵便局	島牧村	島牧郵便局	俱知安郵便局
岩内町	岩内郵便局	俱知安郵便局	清水町	清水郵便局	帯広郵便局
浦臼町	浦臼郵便局	札幌中央郵便局	占冠村	占冠郵便局	富良野郵便局
浦河町	浦河郵便局	苫小牧郵便局	下川町	名寄郵便局	—
浦幌町	浦幌郵便局	帯広郵便局	積丹町	美国郵便局	小樽郵便局
雨竜町	滝川郵便局	—	斜里町	斜里郵便局	網走郵便局
江差町	江差郵便局	—	初山別村	初山別郵便局	留萌郵便局
枝幸町	枝幸郵便局	稚内郵便局	白老町	白老郵便局	苫小牧郵便局
えりも町	えりも郵便局	苫小牧郵便局	白糠町	釧路西郵便局	—
遠軽町	遠軽郵便局	—	知内町	木古内郵便局	函館中央郵便局
遠別町	遠別郵便局	留萌郵便局	新篠津村	新篠津郵便局	札幌中央郵便局
雄武町	雄武郵便局	遠軽郵便局	新得町	新得郵便局	帯広郵便局
大空町	網走郵便局	—	新十津川町	滝川郵便局	—
奥尻町	奥尻郵便局	江差郵便局	新ひだか町	静内郵便局	苫小牧郵便局
置戸町	置戸郵便局	北見郵便局	寿都町	寿都郵便局	俱知安郵便局
興部町	興部郵便局	遠軽郵便局	せたな町	北桧山郵便局	長万部郵便局
長万部町	長万部郵便局	—	壮瞥町	壮瞥郵便局	苫小牧郵便局
音威子府村	音威子府郵便局	名寄郵便局	大樹町	大樹郵便局	帯広郵便局
音更町	音更郵便局	—	鷹栖町	旭川東郵便局	—
乙部町	江差郵便局	—	滝上町	滝上郵便局	遠軽郵便局
小平町	留萌郵便局	—	秩父別町	秩父別郵便局	旭川東郵便局
上川町	上川郵便局	旭川東郵便局	月形町	月形郵便局	札幌中央郵便局
上士幌町	上士幌郵便局	帯広郵便局	津別町	津別郵便局	北見郵便局
上砂川町	砂川郵便局	—	鶴居村	鶴居郵便局	釧路西郵便局
上ノ国町	江差郵便局	—	天塩町	天塩郵便局	留萌郵便局
上富良野町	富良野郵便局	—	弟子屈町	弟子屈郵便局	釧路中央郵便局
神恵内村	神恵内郵便局	俱知安郵便局	当別町	当別郵便局	札幌中央郵便局
木古内町	木古内郵便局	函館中央郵便局	当麻町	旭川東郵便局	—
喜茂別町	俱知安郵便局	—	洞爺湖町	虻田郵便局	長万部郵便局
京極町	俱知安郵便局	—	苫前町	苫前郵便局	留萌郵便局
共和町	岩内郵便局	俱知安郵便局	泊村	後志泊郵便局	俱知安郵便局
清里町	清里郵便局	網走郵便局	豊浦町	豊浦郵便局	長万部郵便局
釧路町	釧路中央郵便局	—	豊頃町	豊頃郵便局	帯広郵便局
俱知安町	俱知安郵便局	—	豊富町	幌延郵便局	稚内郵便局
栗山町	岩見沢郵便局	—	奈井江町	砂川郵便局	—
黒松内町	黒松内郵便局	俱知安郵便局	中川町	中川郵便局	名寄郵便局
訓子府町	北見郵便局	—	中札内村	中札内郵便局	帯広郵便局
剣淵町	和寒郵便局	名寄郵便局	中標津町	中標津郵便局	—
小清水町	小清水郵便局	網走郵便局	中頓別町	中頓別郵便局	稚内郵便局
様似町	様似郵便局	苫小牧郵便局	長沼町	岩見沢郵便局	—

町村長又は町村の議会の議員の選挙の通常葉書の交付を行う郵便局  
【2023年1月1日から適用（2023年1月27日現在）】

別紙2

○町村長又は町村の議会の議員

自治体名	郵便局名	
中富良野町	富良野郵便局	—
七飯町	七飯郵便局	函館中央郵便局
南幌町	南幌郵便局	札幌中央郵便局
新冠町	静内郵便局	苫小牧郵便局
仁木町	余市郵便局	—
西興部村	西興部郵便局	遠軽郵便局
二セコ町	倶知安郵便局	—
沼田町	沼田郵便局	旭川東郵便局
羽幌町	羽幌郵便局	留萌郵便局
浜頓別町	浜頓別郵便局	稚内郵便局
浜中町	霧多布郵便局	釧路中央郵便局
美瑛町	美瑛郵便局	旭川東郵便局
東神楽町	旭川東郵便局	—
東川町	旭川東郵便局	—
日高町	門別郵便局	苫小牧郵便局
	日高郵便局	—
比布町	旭川東郵便局	—
美深町	名寄郵便局	—
美幌町	美幌郵便局	—
平取町	平取郵便局	苫小牧郵便局
広尾町	広尾郵便局	帯広郵便局
福島町	福島郵便局	函館中央郵便局
古平町	古平郵便局	小樽郵便局
別海町	中標津郵便局	—
北竜町	妹背牛郵便局	旭川東郵便局
幌加内町	幌加内郵便局	名寄郵便局
幌延町	幌延郵便局	稚内郵便局
本別町	本別郵便局	帯広郵便局
幕別町	幕別郵便局	帯広郵便局
増毛町	留萌郵便局	—
真狩村	真狩郵便局	倶知安郵便局
松前町	松前郵便局	函館中央郵便局
南富良野町	幾寅郵便局	富良野郵便局
むかわ町	鷲川郵便局	苫小牧郵便局
芽室町	芽室郵便局	帯広郵便局
妹背牛町	妹背牛郵便局	旭川東郵便局
森町	森郵便局	長万部郵便局
八雲町	八雲郵便局	長万部郵便局
湧別町	遠軽郵便局	—
由仁町	由仁郵便局	岩見沢郵便局
余市町	余市郵便局	—
羅臼町	羅臼郵便局	中標津郵便局
蘭越町	蘭越郵便局	倶知安郵便局
陸別町	陸別郵便局	帯広郵便局
利尻町	利尻くつがた郵便局	稚内郵便局
利尻富士町	利尻おしどまり郵便局	稚内郵便局
留寿都村	真狩郵便局	倶知安郵便局
礼文町	礼文香深郵便局	稚内郵便局
和寒町	和寒郵便局	名寄郵便局